

**令和8年度高知県働き方改革普及促進事業(属人化解消)委託業務  
審査基準**

項	目	審 査 の 視 点	点数
1 事業内容	①事業の目的の理解	・業務の趣旨を理解するとともに、本県の状況も含め、現状と課題を正確に把握し、的確な内容の企画提案がされているか。	10
	②事業の計画及び実施方法	・具体性があり実現性のある実施方法となっているか。 ・仕様書に示された事項に加え、本業務の目的を達成するために、より効果的な独自提案がなされているか。	20
	③研修内容	・属人化解消や多能工化を実現するためのノウハウを習得できるカリキュラムとなっているか ・研修終了後に研修参加者が、自社で運用、改善に向けての取り組みをスムーズに進められるための工夫がなされているか ・高知県働き方改革コンサルタントのスキルアップ(企業が進める属人化解消に向けた取組を支援)につながる内容となっているか	45
2 実施体制	①組織体制	・事業実施に当たり、組織体制(事業責任者、運営体制、緊急時の対応)や自社のバックアップ体制など、安定した運営を行うことが期待できるか。 ・配置予定者については、これまでの経歴・実績等からみて、仕様書に基づいた本業務の運営を円滑に行うことが期待できるか。	10
	②業務スケジュール	・事業計画が具体的かつ明確な内容となっているか。 ・実現可能なスケジュールとなっているか。 (問題が発生した際に、対応ができるような余裕のあるスケジュールか。)	5
3 実績	同種業務の実績	・当該事業と同様の事業実績があり、業種別、従業員規模別、立地別など企業の状況を踏まえた的確なアドバイスができるか。 ・過去の実績等からみて、確実に事業を実施できるか。	5
4 見積額	経費見積	・積算内訳や単価等は妥当であり、提案された業務内容との整合性が図られているか。	5
総合点数			100